

会計基準の国際化と配当可能利益の動向

猪熊 浩子

東北大学

公認会計士

要 旨

世界各国における、各国の財務報告基準を国際財務報告基準(IFRS)に適合させるコンバージェンス/アドプションの動きが加速化している。この財務会計の国際化に合わせて忘れてならないのは関連する法律や基準、特に会社法や税法との関係である。当然のことながら、各国の企業活動の根本原則を定める会社法は各国法制設定主体の判断にゆだねられている。

そこで本稿では、財務会計と会社法との関係、特に会社法における計算規定における、会社の財務内容の開示に関する規定(開示規則)と、配当(分配)可能財源の算定・支払いに関する規定(配当財源)のうち、配当可能財源の算定について検討し、今後IFRSを導入したときにどのような論点が生じるかについて検討を行った。

今後IFRSが普及するほど個別にもIFRSを導入し、あるいはGAAPをIFRSに近づけようとする動きは強まるだろう。そのような場合の対応としては(i)特に対応は取らないか、(ii)配当可能利益に関する独自の基準を作成する、の2つが考えられるが、どちらを取るかは今後の検討事項になるだろう。ただし、これまで日本の会社法が基本的に名目資本維持の概念に基づいて作られてきたことを考えると、(ii)の対応がより現実的であるように思われる。

1. はじめに

現在、世界各国では各国の財務報告基準を国際財務報告基準（IFRS）に適合させるコンバージェンス/アドプションの動きが加速している。2008年8月、米国証券取引委員会（SEC）が米国上場企業によるIFRS（国際財務報告基準）適用に関するロードマップ案を公表することを決議し¹⁾、同年11月には当該ロードマップ案を公表した²⁾。また、日本においても既に2007年8月8日に国際会計基準審議会との間でコンバージェンスに向けた合意（東京合意）を締結しており、2011年6月を日本におけるコンバージェンスの期限として確認している。

しかし、このようなコンバージェンスに向けて財務会計が急速に動いている一方で、財務会計と密接な関係がある会社法会計や、税務会計は原則として各国に任せられており、グローバル規模での国際的な調和というような動きは見られない。言うまでもなく、会社法は各国の商慣習など各国独自のビジネス形態と密接に結びついており、全世界での統一化というコンセプトでは設計がなされていない。税制は各国政府にとって重要な機能であり、そのあり方は各国の主権に関わる問題とすらいえる。このような状況を考えれば、会社法や税制においてコンバージェンスのような動きが見られないのは自然の成り行きとも感じられる。

ただし、このことは、コンバージェンスに

より財務会計と会社法会計あるいは税務会計との間に齟齬が生じる可能性を意味している。ゆえに、完全にこれらの間の整合性を取らないということであればともかく、一定の整合性を要求しようとする場合にはどのようにしてそのような整合性を確保するかということが問題となる。税務会計の場合であれば、例えば何を費用として損金算入できるか、あるいは何を資産として計上するかという点はIFRSと各国税制との間で大きく異なりうる点であり、全体としての財務会計と税務会計の整合性を確保しながらこのような問題点をいかに処理するか、が問題となってくる（猪熊，2009）。

会社法会計の場合であれば、最も大きな問題は配当可能利益の計算であろう。言うまでもなく、何を利益として認識し、配当可能とするのか、というのはIFRSと各国会社法で異なりうる。例えば、IFRSは一定の資産についてその公正価値の変動を利益として認識するが、このような利益は必ずしも実現しているわけではない。ゆえに、会社法会計の問題としてこのような利益を配当可能としてよいのかどうか、あるいはどのような資産であればその公正価値の変動を配当可能とするのか、というのは大きな問題となりうる。債権者保護という視点からすれば、実現していない資産の配当には問題があると判断できるかもしれないが、一方で何らかの形での利益は存在している以上、配当には問題はないという立場もありうる。また、とりわけIFRSに基づいて計算された利益はボラティリティ

¹ <http://ftp.sec.gov/news/speech/2008/spch082708ebw.htm>

² SEC (2008) “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”, November, <http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>

が高いことが一般に知られているが、そのような利益を配当可能とすれば、安定的な配当は難しくなる可能性があることも考慮されなくてはならない。さらに言えば、上でも触れた資産計上の問題は会社法会計でも問題になりうる。例えば、一定の条件を満たした開発費が資産化されるのであれば、少なくとも当

2. 配当可能利益の算定の類型

各国の状況の検討に入る前に、まず配当可能利益の算定方法にどのようなものがあるのかを整理しておこう。この配当可能限度額の算定を類型化すると以下のようになる。³⁾

類 型	内 容	適 用 例
1. 支払不能禁止基準	配当金を支払うと債務の弁済が不能になる場合に配当不能とする	米国模範会社法, カリフォルニア
2. 資本減損禁止基準 (BS 剰余金基準)	会社の資本 (資本金及び法定準備金) が減損する場合配当不能とする	日本 (旧商法, 平成 17 年 6 月会社法) EC 会社法第 2 指令, デラウェア
3. 利益剰余金基準 (留保利益基準)	未分配の留保利益以外から配当を支払ってはならないとする	EC 会社法第 2 指令 日本 (現在) フランス, カリフォルニア
4. 期間利益基準	当期またはそれ以前の特定の会計期間における純利益からの配当を許容する	デラウェア
5. 財政状態基準	配当後の財務比率の規定を定め、これにより実質配当可能額を定めるもの	カリフォルニア

※ 1977 年カリフォルニア会社法：一般に認められた会計原則に従って作成された連結財務諸表を基礎とした配当規制 (支払不能禁止基準, 連結利益剰余金基準 + 配当後の連結 BS の財務比率基準を採用)

該年度における利益の額は増大するが、この資産化された費用に対応する利益は配当可能としてよいのだろうか。

本稿では、コンバージェンスが各国会計に与える影響の検討の一環として、このコンバージェンスが会社法会計に与える影響、とりわけ配当可能利益の算定に与える影響に注目し、コンバージェンスにより配当可能利益の計算がどのような影響を与えうるのか、これに対してどのような対応がありうるのか、といった点を論じていきたい。本稿ではまずアメリカ、イギリス、そしてフランスの状況について触れた後、日本における対応を検討していくことにする。

以下、簡単に説明しておこう。支払不能禁止基準は、債務が弁済できない状態での配当の禁止と、配当をすることで債務の弁済ができなくなる配当の禁止を規定している。債権者に対する保護を考えると、制度趣旨にかなった内容であるとは言えるが、配当可能な額を具体的に示すものではなく、実質面でのどのように制限するのかという具体面で考えて時に分かりにくいという欠点がある。

資本減損禁止基準は資本が減損されている、もしくは資本を減損するような配当は行ってはならないとするものであり、上の支払不能禁止基準とは異なり具体的な額が示される。

利益剰余金基準は、未分配の留保利益以外

³⁾ 配当規制方式についての類型については諸説あるが、主に会社法と会計の関係について扱った文献における類型としては、伊藤 (1982) pp. 60-64, 向 (2005) pp. 44-45 がある。

から配当を支払ってはならないとする基準である。毎期の利益総額から、配当等の社外流出分を差し引いた金額を配当可能財源ないし限度額とするものである。従って、払込剰余金などの拠出資金は配当可能利益から除外されることになる。

期間利益基準は当期またはそれ以前の特定の会計期間における純利益からの配当を許容する配当規制である。ゆえに、たとえ資本に欠損が出ている場合でも、上記の特定期間の間の利益、例えば当期純利益がプラスならばそれを配当することが可能になる。

財政状態基準とは、一般的な配当限度額算定基準の中では異色であり、これは配当後の財務比率の規定を定め、これにより実質配当可能額を定めるものである。

先に述べたように配当可能限度額の制限は債権者保護のために設けられているものであるから、債権者と株主・投資家の利益のどちらをどの程度重視するかによって配当規制の在り方は変わってくる。現在のアメリカのように株主・投資家の利益を重視する場合には期間利益基準のように比較的緩やかな基準によることになり、伝統的に債権者保護を重視してきたフランスやドイツ、日本の場合には資本欠損禁止基準や利益剰余金基準のようなより厳しい基準によることになる。

3. 配当可能利益の計算と財務会計

(1)アメリカ

次に、各国において配当可能利益の計算に

おいて財務会計のコンバージェンス/アドプションが配当可能利益の計算がどのような影響を与えうるのか、各国が対応しているかを見ればどのような対応を取っているのかを見ていくことにしよう。まずアメリカの例から始めることにしよう。

アメリカにおいては、州毎に会社法があり、それぞれに分配規制を設けている。アメリカ会社法の典型的なものとしては、アメリカの上場企業の過半数がそれに従って設立されるデラウェア州の一般会社法（Delaware General Corporation Act, DGCL）と多くの州会社法のモデルとなっている改訂模範事業会社法（Revised Model Business Corporation Act, RMBCA）の2つを挙げることができるが、その2つはそれぞれに配当制限を定めている。

デラウェア一般会社法では、(1)剰余金もしくは(2)剰余金がない場合には当期及び（もしくは）前期の純利益から配当することができる。この意味で、上の資本減損禁止基準と期間利益基準を組み合わせていると考えられる⁴⁾。ただし、無額面株式の場合には、取締役会の決議により資本から剰余金に移し替えることができるため、実際にはかなり緩やかな制限となっている⁵⁾。一方、改訂模範事業会社法では債務が弁済できない場合での配当及び総負債と優先株に対する支払いの合計が総資産を超える場合の配当を禁止しており、この意味で上の支払不能禁止基準によっていると考えられる⁶⁾。

以上から明らかなように、現在のアメリカにおいては配当制限はかなり緩やかになって

⁴ DGCL § 170

⁵ DGCL § 244 (a)(4)。なお Allen and Kraakman (2003, p. 135) も参照。

⁶ RMBCA § 6.40

いる。言うまでもなくその理由の1つは株主重視の流れであるが、もう1つの理由として、現在のアメリカにおいては名目資本を維持しなくてはならないという観念がなく、上で述べたように資本と剰余金を自由に移し替えることが可能であることは指摘できよう。この意味で、無額面株式の導入はアメリカの配当制限に大きなインパクトを持ったと言えるだろう（伊藤，1982，p. 206）。

このような点からすれば、コンバージェンス/アドプションにより配当可能利益の計算が変化するとしても、そのような変化は特に大きな影響をもたらさないとと思われる。例えば、資産価格の変動が利益として認識された場合には、そのような利益を配当することには特に問題は起こらないのではないだろうか。実際、上記のような配当可能利益の計算はGAAPに従って行われるものの、資産評価に関しては「状況において適切な公正な評価あるいは他の方法」を利用することができるため⁷⁾、現在でも公正価値の変動による利益も配当することが許容されると考えられる。またSeward（1952）は、実際に未実現の資産の増加は配当可能なものとして理解している。また、仮にコンバージェンス/アドプションによる利益額の変動が起こったとしても、デラウェア一般会社法のように資本と剰余金を自由に入れ替え可能であれば、実際には取締役会はその考えた通りの額で配当することができるであろう。

なお、このような状況において債権者が自分の利益が害されると考えるのであれば、現

在でもしばしば行われているように財務制限条項で対応することになるとと思われる。

以上のことから、名目資本維持の観念を持たず、配当可能利益の計算にもともと柔軟性があるアメリカにおいては、IFRSの導入によっても配当可能利益の計算について大きな問題は発生しないものと思われる。

(2)イギリス

次にイギリスの例を見ていくことにしよう。イギリスにおいて配当可能利益の計算は「一般に認められた会計原則に従って作成された財務諸表において実現とされる利益・損失」によるものとされている。このように、会社法が一般に認められた会計原則を実現の拠り所としたため、会計原則の解釈が重要な問題として登場するようになり、配当可能利益に関する解釈指針が公表されるようになった。

この規定は1980年に導入され、1982年にはこれに対応する形でイングランド・ウェールズ勅許会計士協会とスコットランド勅許会計士協会が解釈指針「実現利益の決定と分配可能利益の開示」を公表している⁸⁾。そして、1985年会社法において会社の分配についての規定が明確にされたことに伴い、2003年には「1985年会社法での分配の文脈における実現利益と実現損失に関する決定指針」(TECH 07/03)⁹⁾が出された。

一方、2005年1月1日以降に開始する事業年度より、IFRSに準拠した個別財務諸表の作成が容認された。IFRSが個別財務諸表に適用されると、IFRSの公正価値概念が実

⁷⁾ RMBCA § 6.40 (d)

⁸⁾ Consultative Committee of Accountancy Bodies (CCAB) (1982a ; 1982b).

⁹⁾ The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) and the Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS) (2003)

図1 会社別配当可能利益の計算方法

会社タイプ	テスト名	算式
上場会社	実現テスト	実現利益累計額－実現損失累計額
	純資産テスト	利益処分後の純資産 > 払込資本＋分配不能積立金
非上場会社	実現テスト	実現利益累計額－実現損失累計額

現利益及び分配可能利益に与える影響を与えることから、IFRS適用時における分配可能利益の計算について上記「実現利益の決定と分配可能利益の開示」を補完・修正するためのガイダンス案「分配可能利益：IFRSへの含意」(TECH 21/05)が出されている。その後、グループ内の配当収入に関する処理の対応のためにTECH 57/05が出され、最終的にはこの両者を取りまとめて解釈指針TECH 02/07が提供されている。

その後2006年会社法の配当規制の定めに対応する形で、会社法の実現利益・損失の解釈を提供する解釈指針TECH 01/08及び08/08が提供されることとなった。

現行の配当規制は2006年会社法に定められているが、それによると、配当可能利益の計算については「実現テスト」と「純資産テスト」の2種類のテストが規定されている。「実現テスト」とは、その利益が実現されているかどうかということ分配可能かどうかのメルクマールにするものであり、分配可能利益は実現利益累計額から実現損失累計額を控除した金額となる。なお、分配可能な範囲は、連結ではなく、個別会社の分配可能利益の範囲内とされている。これに加えて、上場会社の場合には、さらに「純資産テスト」として、利益処分後の純資産が払込資本及び分配不能積立金の合計額以上でなければならないと配当できない。

つまり、上場会社では上記2つのテストが

要求されているが、非上場会社では、実現テストのみが要求されている。

財務会計との関係で問題になる問題はこの「実現テスト」である。上で述べたようにある利益・損失が実現したかどうかは「一般に認められた会計原則」によるため、IFRSが導入されることにより実現の概念が変わってしまう。そこで会社法の実現利益・損失の解釈を提供する一連の解釈指針が出されている。

その新しいTECH 01/08及び08/08によれば新たに導入された公正価値利益のすべてが「実現」と認められるわけではない。基本的な原則は「最終的現金実現の原則」、「容易に実現できる資産によって示される利益」というものであり、この認識の下実現原則の改訂を示している(TECH 01/08, 08/08, 01/09及び03/09)。

ここでは、実現原則に関連する、「実現利益」と「適格対価」の改訂がなされ、適格対価については、「容易に現金と交換できること」を定義している。また、公正価値会計の再測定時の損失は「実現」としているなどの対応がなされている。

すなわち、イギリスではIFRSをベースにしつつもそこに「実現」という制約を加えることで会社法と財務会計との調和を図っているといつてよいだろう。

(3) フランス

最後にフランスについてみておこう。フランス会社法では、「当期の利益を基礎として、当期純利益から繰越損失および法律又は定款の適用による積立金として算入されるべき金額を差し引き、並びにこれに繰越利益を加えたものである」（フランス会社法第232-11条）として分配可能利益を規定している。すなわち、基本的には、会社の純資産額から法定積立金を控除した額であり、これは我が国の計算方法に類似しているといえる。

この計算に関しては個別の財務諸表によっており、個別財務諸表はIFRSではなくフランスGAAP (Plan Comptable General, PCG) に依拠して作成されている。この意味では上記のようなIFRSの適用による配当可能利益の変化という問題は起こらない。しかし、実際には連結財務諸表へのIFRS導入に合わせて、PCGもIFRSへの調和を図るという動きが起こっており、やはり個別財務諸表を利用して課税所得を計算する税務会計との間では調整が必要となっている（猪熊，2009）。

(4) まとめ

以上の検討からまず分かることは、比較的緩やかな配当制限しかしていないアメリカのような国であればともかく、ある程度厳しい配当制限を課しており、かつIFRSを個別財務諸表にも適用したイギリスのような国においてはIFRSに基づいた利益計算をそのまま配当可能利益の算定の根拠として使用することは難しいということである。イギリス会社法における「実現性テスト」が公正価値

変動を無条件には認識しないことが示すように、公正価値指向のIFRSと会社法会計との間ではしばしばずれが生じる。公正価値変動の認識はその一例だが、それ以外でも、工事進行基準の適用や開発費の資産計上などのように、従前より利益の計上時点が早くなる場合、あるいは費用の繰延が発生する場合には早い段階において利益が計上され、これを配当可能利益に算入すれば社外に流出することになる。このような問題はやはり何らかの対応を必要とする。

対応としてはイギリスのように会社法独自の基準で配当可能利益を制限する方法の他に、アメリカのような緩い配当制限を導入する方法やフランスのように個別財務諸表と連結財務諸表とで財務報告基準を分けるという方法がありうる。

これらの対応はそれぞれにありうる対応であるが、実際にはそれぞれに問題をはらんでいる。例えば、アメリカ型の対応であるならば、債権者はもし配当可能利益の算定の変化により自分の利益が害される可能性があると思えば財務制限条項により対応することになる。一般に財務制限条項を結ぶ場合には契約が締結された時点でのGAAPに依拠する（frozen GAAPと呼ばれる）ということがしばしば行われる¹⁰⁾が、このような形であればIFRS導入による配当可能利益の変化にも対応できるはずである。ただし、この場合には実際には、財務報告を準備する側の会社が以前のGAAPと現行のGAAPの二つの帳簿を継続的に維持する必要があり、かつ、時を経るに従い、権利を行使できる適格者が少なくなるという問題点が指摘されている。

¹⁰⁾ 特に剰余収益受領権 (earn-out right) については frozen GAAP が利用される。Leftwich (1983), Ormrod and Taylor (2004).

フランス型の対応の場合にもいくつかの問題は生じうる(猪熊, 2009)。まず, 連結財務諸表と個別財務諸表との整合性が取れないことになるため, IFRS が普及するほど個別財務諸表にも IFRS を導入しようとする動きは強まるであろう。フランスにおいて PCG を IFRS に近づけようとしているのもこの点が影響しているものと思われる。また, 連結と個別でそれぞれに財務諸表を作成するにはコストがかかる。これに加えて, 個別企業ではなく企業グループでの経営が重視されるようになると, 連結財務諸表のレベルで配当を考えようとする動きが出てくるだろう。後で述べる日本の連結配当規制はこのような考え方の一つの表れと考えられる。

そしてもちろん, イギリス型の対応にも問題は生じうる。会社法独自の基準としてどのような基準を作ればよいのかというのは必ずしも明らかではなく, またフランス型ほどではないにせよ財務諸表で行った計算を修正のためのコストもかかる。とりわけ, イギリスの GAAP の規定は IFRS に近かったため比較的修正は容易であり, 基準も作りやすかったものと思われるが, GAAP と IFRS が必ずしも近くない国においては上記の基準作成や計算の修正は難しいものとなると思われる。この意味で, どの方法にもそれぞれに問題が残っているということができよう。

4. 日本における対応のあり方

以上を踏まえて, 日本における対応のあり方を探ってみることにしよう。まず, 日本における現状をみたくうえで, ありうべき対応を考えてみたい。

(1) 日本における財務会計と会社法会計の関係

よく知られているように, 日本においては金融商品取引法会計(財務会計)と会社法会計, そして税法会計は基本的に同じ財務報告基準に従って作成されている。すなわち, 金融証券取引法会計(財務会計)については「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」(財務諸表等規則1条1項)となっており, 会社法会計においては「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(会社法431条), そして税法会計については「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」(法人税法22条第4項), とあり, 上記3つがいずれも GAAP に従って行われることを明らかにしている。

財務会計と会社法会計の関係, 特に会社法における大きな意味付けは配当限度額の計算と, 株主を含む資金提供者に会社の現状や成果を正しく伝える情報開示の役割の両者を果たしているが, とりわけ, 配当可能利益算定の関係においては, 確定決算が配当可能利益計算上の根拠となっており(会社法446条, 461条), その際には上記のように「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従うことになる。

また, これ以外に注意すべきものとして連結配当規制がある。上記のような配当可能利益の算定は個別ベースで行われるものであるが, 連結配当規制を適用する場合には, 配当可能な利益の額は連結財務諸表に基づく配当可能額と個別財務諸表に基づく配当可能額のうち小さい方になる。現時点においては, これは連結配当規制適用会社が任意により適用することができるのみであるが, 後で見るとように連結財務諸表に IFRS が適用された場

合には大きな問題となりうる。

(2)ありうべき対応

日本のIFRS導入については、連結財務諸表の会計基準を個別から先行して改正する方針が金融庁から出されている¹¹⁾。ただし、この場合でも上場会社のみならず非上場についても連結を全面的にIFRSとするのか（さらに言えば、上場会社と非上場会社を制度的に切り分けるか）、連結を日本GAAPとIFRSの選択適用にするかといった点は検討課題として残っている。

いずれにせよ、連結と個別を切り離して連結にのみIFRSを導入する場合には、原則としてはフランスと同様に配当可能利益についての調整といったことは必要なくなる。ただし、ここで問題となるのが連結配当規制である。もちろん現在の形であれば任意適用ではあるが、それでも連結ベースでの配当可能利益と個別ベースの配当可能利益が大きく異なる場合には（とりわけ連結ベースの配当可能利益が大きく変動し、それに従って配当が制限される場合には）問題になりうるだろう。さらに、上で述べたように企業グループ経営が重視されるようになれば連結財務諸表に基づく配当が問題になるだろう。

また、これも既に指摘した通り、IFRSが普及するほど個別にもIFRSを導入し、あるいはGAAPをIFRSに近づけようとする動きは強まるだろう。そのような場合の対応としては(i)特に対応は取らず、公正価値の変動のようなものも含めて配当可能とする、(ii)配当可能利益に関する独自の基準を作成する、の2つが考えられるが、どちらを取

るかは直接的には立法者の意思、最終的には国民の意向に寄ることになるだろう。ただし、これまで日本の会社法が基本的に名目資本維持の概念に基づいて作られてきたことを考えると、(ii)の対応がより現実的であるように思われる。ただし、イギリスと異なり日本GAAPはIFRSとはなお距離があるために、このような基準作成の作業はかなり難しいものとなるだろう。

以上のようなことからすれば、連結財務諸表にのみIFRSを導入し、連結配当規制が企業に与える影響を観察しながら将来の個別財務諸表へのIFRS導入（もしくはGAAPのIFRSへの整合性確保）に対応するための配当可能利益の算定基準の作成を行っていくということになるだろう。算定基準の作成に当たっては、債権者保護を重視して厳格な制限を課す（例えば、公正価値の変動は一切利益として認めない）か、それとも株主の利益を重視してあまり制限を課さず、債権者には財務制限条項によって自分の利益を守らせるかというようなスタンスを決める必要がある。また、連結配当規制についても内容を再検討する必要も出てくるかもしれない。

いずれにせよ、コンバージェンス/アドプションが配当可能利益の算出において新しい問題を引き起こすことは確かであり、これに対してどのように対応するかは会社法会計と財務会計の両方の視点から検討しなくてはならないだろう。

5. 結び

会社法会計は利益の分配と情報開示の2つ

¹¹ 企業会計審議会、2009年6月30日、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の公表など。

の機能を果たしているが、その両方が対立する場合には、当然のことながら、どちらの方をより一層重視するのかというスタンスを定めた上で制度設計をすることが求められよう。情報開示の機能を重視するのであれば、非上場企業も含めて会社法会計も基本的には財務会計と同じ基準によって作成であるされること（さらに言えば全世界的に同じ基準で計算されること）が好ましいだろうし、利益分配の機能を重視するのであれば会社法会計は（報告を目的とする）財務会計とは異なるほうが好ましいだろう。

日本がIFRSの導入することは、様々な他国の企業との財務内容の比較が可能になるという意味で財務報告という目的からはある程度好ましいことには違いない。しかし、IFRSが会社法や税法の規定に優先するような形で導入されるとするならば、それは配当規制や課税方法の決定といった政府の政策の優先順位が下がるといったことになりかねない。加えて、IFRSは各国の法制度に対する配慮はなく、あくまで全世界における高品質の単一の会計基準であることを志向している以上、勢い、会社法がIFRSの結果を利用するのであれば、その配当限度額算定においてある程度妥協が求められることにならないかという懸念も否定できない。このような点を考えながら、いかに政府の政策と整合的な形でIFRSを導入していくかは各国にとって大きな課題となろう。

【参考文献】

- Allen, William T., and Reinier Kraakman (2003), *Commentaries and Cases on the Law of Business Organization*, New York: Aspen Publishers.
- Consultative Committee of Accountancy Bodies (CCAB) (1982a) "The Determination of

Realised Profits and Disclosure of Distributable Profits in the Context of the Companies Acts 1948 to 1981" (TR 481), *Accountancy*, October, pp. 122-123.

CCAB (1982b) "The Determination of Distributable Profits in the Context of the Companies Acts 1948 to 1981" (TR482), *Accountancy*, October, pp. 123-126.

The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) and the Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS) (2003) "Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions Under the Companies Act 1985" (TECH 7/03).

ICAEW and ICAS (2005) "Distributable Profits: Implications of IFRS" (TECH 21/05)

ICAEW and ICAS (2005) "Distributable Profits: Implications of IAS 10 and FRS 21 for Dividends" (TECH57/05)

ICAEW and ICAS (2007) "Distributable Profits: Implications of Recent Accounting Changes" (TECH 02/07)

ICAEW and ICAS (2008) "A Comparison of Illustrating the Changes Made in TECH 7/08 'Draft Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distribution under the Companies Act 2006' to TECH 1/08 'Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions under the Companies Act 1985'" (TECH 08/08).

ICAEW and ICAS (2009a) "Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions under the companies Act 2006" (TECH 01/09).

ICAEW and ICAS (2009b) "Proposed Additional Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions under the Companies Act 2006" (TECH 03/09).

Leftwich, Richard (1982) "Accounting Information in Private Markets: Evidence from Private Lending Agreements," *Accounting Review*, 58 (1), pp. 23-42.

Ormrod, Phillip, and Peter Taylor (2004) "The Impact of the Change to International Ac-

- counting Standards on Debt Covenants: A UK Perspective,” *Accounting in Europe*, 1 (1), pp. 71-94.
- Seward, George C. (1952) “Earned Surplus—Its Meaning and Use in the Model Business Corporation Act,” *Virginia Law Review*, 38 (4), pp. 435-449.
- 猪熊浩子 (2009), 「コンバージェンスが税制に対してもたらす影響—主にフランスにおける適用を例として—」『国際会計研究学会年報』 pp. 93-108
- 伊藤邦雄 (1996), 『会計制度のダイナミズム』, 岩波書店。
- 伊藤邦雄 (1982), 「アメリカ株式会社社会計制度の史的構造 (一)」, 『一橋大学研究年報 商学研究』, 第 23 号 pp. 33-244。
- 篠原繁 (2007), 「イギリス会社法における分配規制と実現利益の変遷— ICAEW 実務指針を中心として」, 『會計』第 171 巻第 6 号, pp. 13-28, 6 月。
- 島田真一 (2009), 「会計基準の国際的統一と会社法・税法との関係」, 『租税研究』2009 年 5 月。
- 近田典行 (1990), 「英会社法上の分配可能利益と TFV の関係について」, 『経理知識』, No. 69, pp. 59-76。
- 西田博 (1999), 「米国における法的資本制度・分配規制・会計規定—カリフォルニア会社法と模範事業会社法の考察」, 『経済論叢』164 (6), pp. 1-40。
- 深谷和広 (2006), 「英国配当決定指針案の改訂内容—分配可能利益: IFRS への含意 (TECH 21-05)」『東邦学誌』35 (1), pp. 105-121。
- 向伊知郎 (2005), 「配当規制と連結配当政策」, 『経営管理研究所紀要』, 愛知学院大学, 第 12 号 pp. 43-60。
- 弥永真生 (1993), 「未実現評価益と配当規制」, 『企業会計』, Vol. 45, No. 11, pp. 91-96。